

平成31年度「ゴールド集落」支援市民活動補助金

ゴールド集落の活動を支援する市民活動団体の活動に対して、補助金を交付します。
【「ゴールド集落」とは】毎年1月1日現在の住民基本台帳に登録された65歳以上の人口割合が50%以上の自治会区域
【対象となる支援活動】「ゴールド集落」の活性化および課題解決のための次に掲げる公共的な支援活動で、「ゴールド集落」の活動支援のために適当であると市長が認めた活動
▼地域安全活動
 ▼地域づくりの推進を図る活動

▼学術・文化芸術またはスポーツの振興を図る活動
 ▼経済活動の活性化を図る活動
 ▼環境の保全を図る活動
 ＊国、県、市またはその他の団体から助成を受けている場合は対象となりません。
【応募できる団体】市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人またはボランティア団体で、その構成員が5人以上の市民活動団体
 ＊次に掲げる団体は対象となりません。
 ▼宗教活動、政治活動もしくは選挙活動を行う団体または公益を害する恐れのある団体
 ▼地区コミュニティ協議会、自

治会などの地縁団体
【補助の対象となる経費】対象となる活動の実施に直接必要となる経費
 ＊団体の経常的な管理運営費、人件費および飲食代は対象とならないほか、一定の制限があります。
【補助金額】対象となる経費の総額の4分の3以内の額(限度額24万円)
【申請方法】市ホームページからダウンロードできる関係書類に必要事項を明記の上、直接提出
【提出期限】5月31日(金)
【申請・問合せ先】本庁地域政策課「コミュニティ・生涯学習G」内線4612または各支所地域振興課

市民課の窓口などの質問に自動応答【実証実験】



市民課の窓口などで対応している問い合わせに対して、スマートフォンなどのコミュニケーションツールのLINEを使ったチャットボット(対話型ロボット)を活用し、24時間自動対応する実証実験を実施しています。
 質問したいキーワードを入力すると、対話形式により自動応答するシステムを使用し、市民の利便性の向上や事務の効率化を検証するものです。
 ＊市ホームページのほか、LINEの公式アカウントから利用できます。
 ＊実証実験のため、質問内容によっては確実な応答に至らない場合があります。



【期間】5月31日(金)まで
【使用方法】市ホームページの「お問い合わせ」欄から利用
【問合せ先】本庁市民課住民G(内線5980)

平成31年度ゴールド集落(174自治会)	
地域	自治会名
川内(81)	小倉、大小路中央街、中郷住宅、昭和通り、太平橋三丁目、太平橋四丁目、血山、楠元下、楠元中、楠元上、戸田、木屋園、瀬戸、飯母、長野(平佐東)、久住、永野段、高貴、中塚、柿田、川永野、東大谷、勝目中、上別府二、百次大原野、高牧、山田小原、尾原、山田山、星原、砂岳(水引)、船間島、湯ノ浦上、東手、網津中、宇都、東上手、井上、江ノ口(水引)、川底上、川底中、水引東団地、草道上、浜田、諏訪山、白浜(峰山)、牟田、上高江、小麦川、麓(峰山)、長崎、瀬戸地、倉浦、本馬場、加治屋、小田、砂岳(滄浪)、十原、前向(寄田)、山ノ口、天神、新田、上野(寄田)、土川、役田、西川内、別府原、小川、上大迫、一条殿、都合、松岡、長野(吉川)、吉川、宇都川路、下之段、湯之元、伊勢美山、内門、浦小路、下町
樋脇(24)	上藤本、菖蒲ヶ段、下牛鼻、岩下、上牛鼻、上野下、上段後、原、城後、菅原、第一下之湯、鍋原、平田、上金貝、田代、沢牟田、上之原、下村、庄内、杉馬場、子田形、笹ヶ迫、倉野上、木下
入来(23)	新町、立石、桂迫、麓上、諏訪、迫山、日ノ丸、松山、蒲生原、平木場、舟越、原、市野々、日の出、中山、小豆迫、山下、草渡、長野下、水戸、赤仁田、神岡、八重
東郷(18)	南瀬下、向江園、城ヶ原、向江原、大塚、山ノ口、笹野、山田下、山田中、山田上、古里、鳥丸上、原、堀、大久保、中津保、榎段、本保
祁答院(11)	木場、矢立、浦、中、小牧、滝間、中武、馬頃尾、菊地田、麓東、大坪
里(3)	藺上、藺中、村東
上甕(6)	中野、上甕町江石、平良、小島、瀬上、桑之浦
下甕(7)	港、岡、上、下、前迫、後迫、瀬尾
鹿島(1)	鹿島南



公文書に用いる元号について
 5月1日から新元号が施行されますが、市が発行する公文書は、發送スケジュールなどの都合で、同日以降の日付などであっても「平成」が使用されている場合があります。
 この場合、文書の効力に影響はない取り扱いです。
【問合せ先】本庁文書法制室文書G(内線1721)



住宅に関する各種補助金制度

補助金	補助対象者(条件を全て満たす方)	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
①既存住宅改修環境整備事業補助金	本市に住所を有する方 改修工事を行う住宅に居住し、所有する方 市税を滞納していない方	住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを含む)が20万円以上の工事で、市に登録されている市内の業者に依頼する工事	【補助率】=20% 【補助上限額】=20万円	5/14日(火)~24(金) *土・日曜日を除く ・受付件数は、通常枠250件程度(ただし、受付期間中に予算の範囲を超えた場合は、抽選) ・生活排水処理対策強化枠は20件程度
②木造住宅耐震診断・改修工事補助金	耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者 市税を滞納していない方	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ床面積500㎡以下の木造住宅の耐震診断または耐震改修工事	【耐震診断】=対象経費の3分の2以内で、1棟につき6万円が限度 【耐震改修工事】=工事に要する経費の8割で、1棟につき100万円が限度	【耐震診断】=4/22(月)から 【耐震改修工事】=5/14(火)から 受付は、耐震診断、耐震改修工事各先着5棟
③危険廃屋等解体撤去促進事業補助金	市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方 市税を滞納していない方	工事に要する費用(消費税などを含む)が30万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事	【危険廃屋】=補助率3分の1で、1棟につき30万円が限度 【景観支障廃屋(甕島)】=補助率2分の1で、1棟につき45万円が限度	4/22(月)から 受付は、先着30件程度
④がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	安全な所へ移転し、危険住宅を除却される方 本人または親族が金融機関からの借入れを行って、移転先の住宅建設(購入)をされる方 市税を滞納していない方	次のいずれかに該当する危険住宅に、本人または親族が継続して居住している場合の住宅除却および安全な場所への住宅建設など ・がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅 ・災害危険区域内(急傾斜地崩壊危険区域)または土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅 *防災工事が完了している場合は、対象外	【危険住宅の除却費】=上限額80万2千円(実費補助) 【安全な住宅の建設(購入)、土地取得および敷地造成に伴う借入に係る利息額】= ・建設(購入)上限額=457万円 ・土地取得上限額=206万円 ・敷地造成上限額=59万7千円(利息補給)	随時 *予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までに相談ください。

*補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て
 *①についてのみ、甕島4支所でも受け付けます。
 また、5月14日(火)~16日(木)に限り、川内文化ホール2階第3会議室(9:30~17:00)で受け付けを行います。
 *いずれの補助金についても、交付決定前に工事などの事業に着手した場合は、補助金は交付されません。
 *詳細については、市ホームページ上で確認するか、問い合わせください。
【事前相談・受付・問合せ先】本庁建築住宅課建築指導G(内線3642・3643)